

広島県建築物防災週間(令和7年度上期)の取組結果について

1 要旨・目的

県及び各特定行政庁の指導等により、既存建築物に対する適正な維持保全が行われることを目的とする。

2 現状・背景

建築物防災週間は、広く一般の方々を対象に、建築物に関連する防災意識の普及や防災関係法令・制度の周知を図り、建築物の防災対策の推進を目的とした強化期間として、全国的に年2回実施している。

3 概要

(1) 実施主体

県、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市
(建築確認事務等を行っている県及び8特定行政庁(県は、8市以外の市町を管轄))

(2) 実施期間

令和7年8月30日(土)から令和7年9月5日(金)まで

(3) 場所

広島県全域

(4) 実施内容

ア 防災査察

(ア) 建築基準法に基づく定期報告について、未提出・未是正となっている建築物を重点対象として、消防部局と合同で防災査察を実施した。

(イ) 県内全体では、36件の防災査察を実施し、不備事項が見つかった28件について、是正指導を行った。主な是正指導項目は、非常用照明の不点灯、防火戸の不良、定期報告書の未提出等であった。

【県内の防災査察の集計表】

	広島県	広島市	呉市	三原市	尾道市	福山市	東広島市	廿日市市	合計
現地調査(件)	11	12	2	2	3	4	1	1	36
是正指導(件)	7	10	1	2	3	4	0	1	28

※三次市は限定特定行政庁であるため県において実施

イ 建築物防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築物防災相談窓口を開設し、建築物の防災に関する各種相談を受けた。

ウ 県民に対する広報活動

県民の防災意識を高めるため、懸垂幕・ポスターの掲示、パンフレットの配布、広報紙・ホームページの掲載などによる広報活動を行った。

4 今後の県の対応について

是正指導を行った建築物の所有者等に対して改善計画書を提出させ、確実に是正されるよう指導を行う。